

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 31 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項の
周知・徹底について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を
発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者
に適宜御周知願います。